

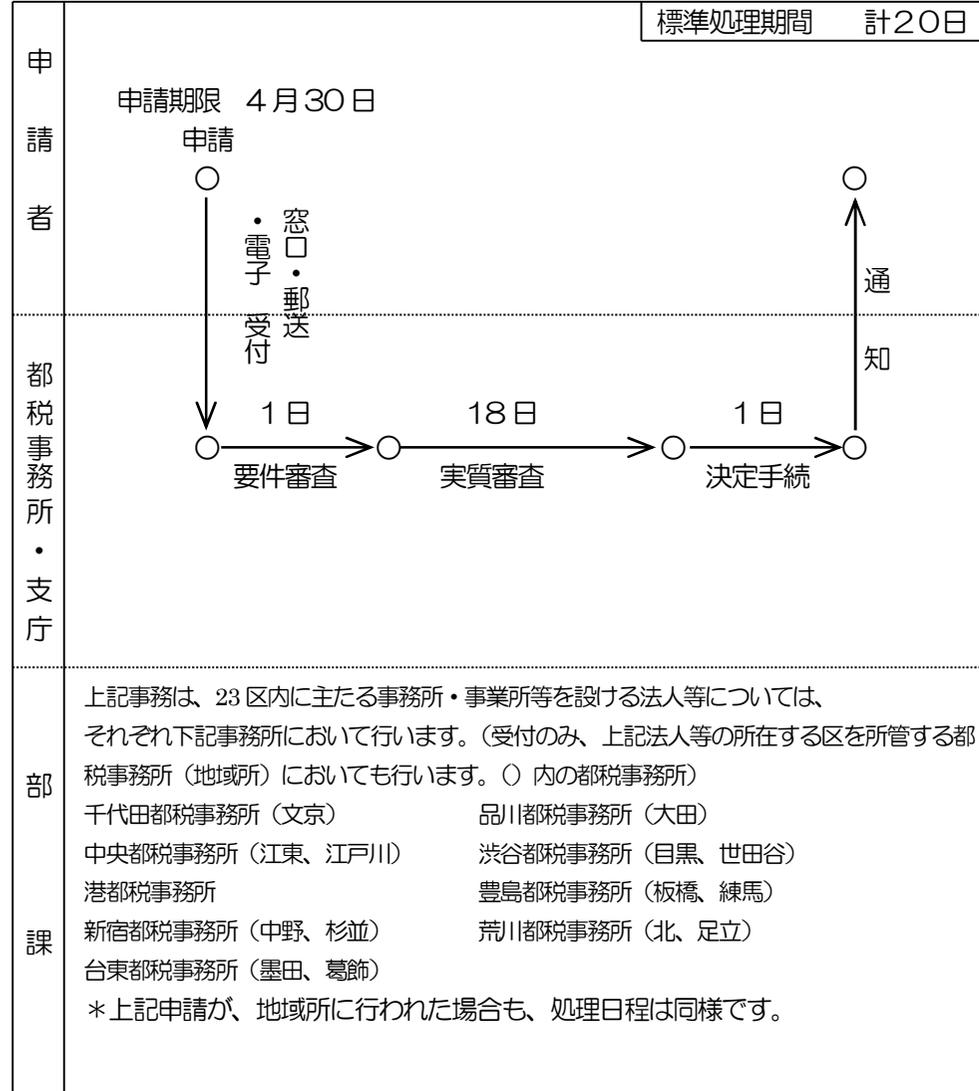
事務処理フロー図

事務名 法人等の都民税に係る均等割の免除事務

作成部署 主税局課税部法人課税指導課法人事業税班 電話 5388-2963

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	要件審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について、審査基準(都税条例)を満たしているかどうかを審査します。書類審査後、電算入力処理(10日程度)を行います。
3	決定手続	免除又は免除不許可の決定を都税事務所長が行います。
4	通知	申請した法人について文書で通知します。
5		
6		
7		
8		
9		
10		

改 善 チ ェ ッ ク リ ス ト

事務名 法人等の都民税に係る均等割の免除事務

作成部署 主税局課税部法人課税指導課法人事業税班

電話 5388-2963

テーマ	項目	現状と課題	改善計画	改善計画の実施時期
便利な 行政 サービス	受付回答方法の多様化	窓口、郵送又は電子により受け付けています。		
迅速な 行政 サービス	窓口事務の標準処理期間の短縮	受付時は、形式審査ですので、お待ちいただくことはありません。		
わかり やすい 行政 サービス	免除の対象となる法人	都税条例で定められています。		
的確な 行政 サービス	申請期限について	毎年4月30日までに申請書の提出が必要です。		
快適な 行政 サービス				